

## 大阪医科薬科大学 共同研究及び受託研究取扱細則

(平成24年4月1日施行)

(目的)

**第1条** この細則は、大阪医科薬科大学共同研究取扱規程第7条及び第8条並びに受託研究取扱規程第8条に基づき、間接経費及び共同研究員の共同研究料に関して、必要な事項を定める。

(間接経費)

**第2条** 間接経費の算定基準については、次の各号に定める。

(1)

	収入内訳	パーセント	備考
A	直接経費	100	
B	間接経費	20	A*20% (光熱水料、人件費、法人税等)
	研究費 (合計)	120	A+B

ただし、薬学部は別に定める。

- (2) 前号により計算した結果、間接経費に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てることができ、その場合の端数は直接経費に充てる。
- (3) 第1号に拘わらず、学長が認めた場合はこの限りではない。

(共同研究員)

**第3条** 共同研究における共同研究員として受け入れることができる者は次の各号に定める。

- (1) 外部機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者
- (2) 外部機関等の現職技術者等であって、かつ学校教育法(昭和22年法律第26号)第102条第1項本文に定める大学院に入学できる者
- (3) 学長が、これらと同等以上の学力を有し、かつ研究能力があると認めた者
- 2 共同研究員は、研究代表者の所属とし、本学が定める関連の諸規則を遵守する。
- 3 共同研究員は、本学の施設・設備を利用することができる。

(共同研究料)

**第4条** 前条の共同研究員を受け入れる場合、研究費とは別に共同研究料を徴収し、共同研究料の取り扱いは、次の各号に定める。

- (1) 共同研究員の共同研究実施期間(以下、「実施期間」という。)が6か月以内の場合の共同研究料は、200,000円に消費税を加算した額とする。この額には、第2条第1号に従い算出した間接経費が含まれる。
- (2) 共同研究員の実施期間が6か月を超え1年以内の場合の共同研究料は400,000円に消費税を加算した額とする。この額には、第2条第1号に従い算出した間

接経費が含まれる。

- (3) 共同研究員の実施期間が1年を超える場合、共同研究料は当該研究期間に応じた第1号又は第2号の額を合計した額とする。
- (4) 共同研究料は第1号、第2号及び第3号のように実施期間における定額方式で行い、これの月割り計算は行わない。
- (5) 同一年度内において、研究期間を延長した場合、同一の共同研究員に係る共同研究料は改めて徴収しない。
- (6) 同一年度内において、外部機関等の人事異動等に伴う交代の場合は、既納の共同研究料の範囲内において改めて徴収しない。
- (7) 本学が指定した期日までに共同研究料を納付しない場合、当該許可を取り消すことができる。
- (8) 既納の共同研究料は、返還しない。
- (9) 第1号から第8号は、当面の間、薬学部（他学部の研究者が含まれる場合を除く。）には適用しない。

(改 廃)

**第5条** この細則の改廃は、法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

**附 則**

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和4年3月11日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和4年10月12日から施行する。